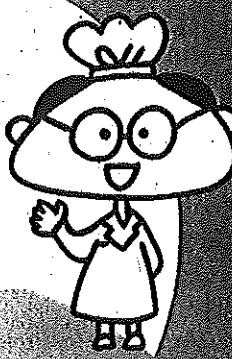


消費税のあらまし

令和4年6月
国税庁



この「消費税のあらまし」は、消費税及び地方消費税の一般的な事柄及び手続について記載しています。
(令和4年5月1日現在適用されている法律に基づいています。)

■申告書の作成手順については……

パンフレット「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き
個人事業者用」

「法人用 消費税及び地方消費税の申告書の書き方」

■国、地方公共団体や公共・公益法人等に対する消費税の特例
については……

パンフレット「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」
をご参照ください。

(これらのパンフレットは、国税庁ホームページからダウンロードできます。)

■輸出物品販売場における輸出免税については……

国税庁ホームページの「輸出物品販売場における輸出免税について」

■国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係については……

国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」
に掲載している各種リーフレットやQ & Aをご参照ください。

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者の方へ

■申告期限までに消費税の申告等ができない場合については……

新型コロナウイルス感染症等の影響により期限までに申告・納付ができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、個別指定による期限延長が認められます。

具体的な方法等については……

国税庁ホームページの「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をご参照ください。

○ さらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。ご利用に当たっては最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

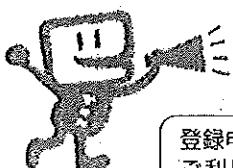
○ 国税庁ホームページでは、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税法の改正に関する各種パンフレットなどを掲載しています。申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

[国税庁ホームページアドレスは <https://www.nta.go.jp>]

適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）

令和3年10月1日から、「適格請求書発行事業者の登録申請書」
を受け付けております。

※ 令和5年10月1日に開始される「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の下では、登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。
詳しくは、P69以降をご参照ください。



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと手續がスムーズです。

○ インボイス制度に関する一般的な電話相談は、軽減・インボイスセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）で受け付けています。

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） [受付時間] 9:00～17:00（土日祝除く）

チャットは
こちらから

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）も公開していますので、ぜひご利用ください。
ご質問を入力いただくと、AI（人工知能）が自動でお答えします。



2. 納税義務が免除される場合

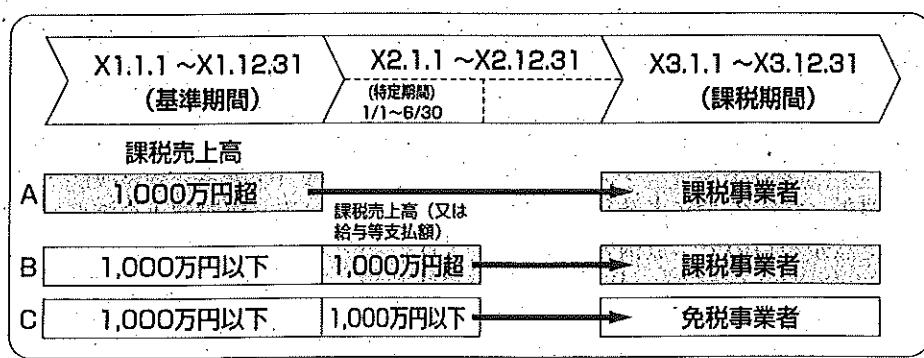
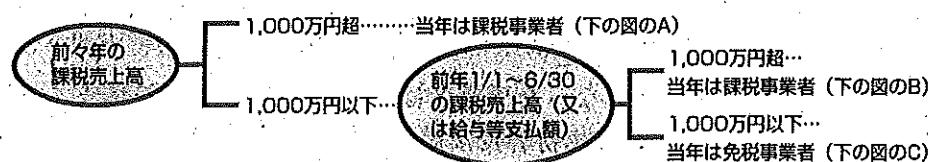
その課税期間の基準期間における課税売上高(注5)が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます。この事業者を「免税事業者」といいます。

免税事業者は、課税資産の譲渡等を行っても、その課税期間は消費税が課税されないことになります。課税仕入れ及び課税貨物に係る消費税額の控除もできません。

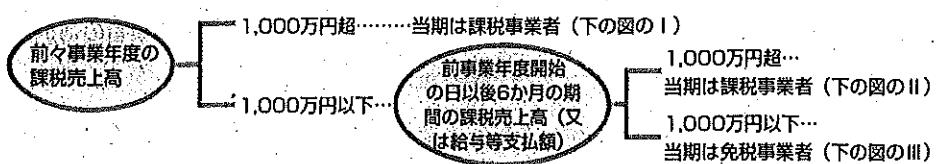
※ その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(注6)における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、当該課税期間から課税事業者となります。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によるものとなります。(注7)

※ 基準期間において免税事業者であった場合には、その基準期間の課税売上高には消費税が含まれていませんので、この場合、当該課税売上高について税抜きの処理をせず、基準期間における1,000万円の判定を行うこととなります。

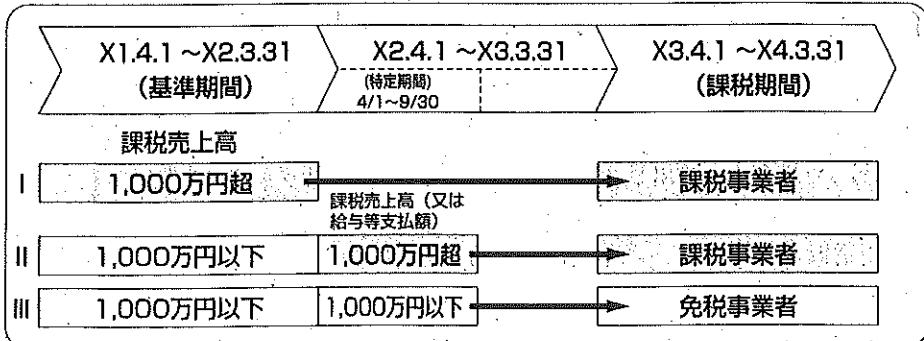
○個人事業者の納税義務(注8)



○ 法人の納税義務(注9)



<事業年度が1年の3月末決算法人の場合>



注5

基準期間が1年でない法人については、12月(1年分)に換算します。

参照→課税期間、基準期間、課税売上高はP7

注6

特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。

注7

いずれの基準で判定するかは納税者の任意です。

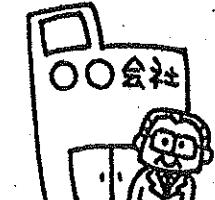
注8

相続があった場合には特例があります。



注9

合併、分割等があった場合には特例があります。





8

控除税額等の計算は？

この章では、課税売上げに係る消費税額から差し引くことができる「仕入控除税額」について説明します。

1. 仕入控除税額の計算方法の選択

事業者は、課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額（以下「仕入控除税額」）を控除した金額を納付しますが、簡易課税制度を適用する事業者とその他の事業者とでは、仕入控除税額の計算方法が異なります。

納付税額の計算方法（概要）

一般課税 課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額（実額）}$$

この部分の計算が異なります

簡易課税 課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

納付税額の計算方法は？

簡易課税制度を選択しますか？

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は「簡易課税制度」を選択できます。

選択しない

選択する

一般課税

→P29

留意事項

- 一般課税により申告する事業者は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方の保存が必要です。（P32参照）。
- 帳簿と請求書等の両方の保存がない場合、仕入れや経費に係る消費税分を控除することができませんので、十分ご注意ください。

簡易課税

→P38

留意事項

- 「消費税簡易課税制度選択届出書」を原則として、事前に納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- 簡易課税制度では、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額に設備投資を行った場合などで一般課税により計算すれば還付となる場合であっても、還付を受けることはできません。
- 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間継続した後でなければ、選択をやめることはできません。